

(設置)

第1条 この要綱は、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年総行応第38号総務事務次官通知)の規定に基づき、本市における人口の減少、高齢化の進行、空き町家の増加による町並み景観の破壊、地域コミュニティの崩壊等の課題に対し、本市の特色である豊かな自然、歴史、文化、伝統等の地域資源を活用し、地域振興及び再生を図ること並びに安全で明るい未来づくりに意欲ある都市住民等を受け入れ、その定住を促進するため、近江八幡市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)について必要な事項を定める。

(平27告示9・平28告示21・一部改正)

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、市、地元住民及び関係団体等と連携及び協力しながら、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域おこしの支援活動
- (2) 住民生活の支援活動
- (3) 農林水産業に関する支援活動
- (4) 環境保全に関する支援活動
- (5) その他地域力の維持及び強化に資する活動

2 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の活動時間は、原則として1日当たり7時間45分とし、月当たりの活動日数は、20日を超えないものとする。

(平28告示21・全改、令3告示117・一部改正)

(隊員の委嘱)

第3条 隊員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 本市の地域の活性化及び本市への定住に意欲的である者
- (2) 委嘱後に生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から本市に移し、本市に住民登録することができる者

(平28告示21・令3告示117・一部改正)

(隊員の任期)

第4条 隊員の任期は、委嘱した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、委嘱した日から起算して3年を超えない日まで任期を延長することができるものとする。

(令4告示68・一部改正)

(隊員の遵守事項)

第5条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動するに当たって、市長の指揮監督等を受け、その指示に従うこと。
- (2) 協力隊の信用を傷つけ、又は市の不名誉となる行為を行わないこと。
- (3) 活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (4) 誠実かつ公正に活動すること。

(平27告示9・平28告示21・一部改正)

(活動記録)

第6条 隊員は、活動の記録を遅滞なく市長に報告しなければならない。

(報償等)

第7条 市長は、隊員に予算の範囲内において別表に定める報償を支払うものとする。

2 市長は、隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支給するものとする。

(平28告示21・令3告示117・一部改正)

(解職)

第8条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により解任を申し出たとき。
- (2) 病気その他健康上の理由により、活動を続けることができないと認められるとき。
- (3) 第5条の規定に違反し、又は活動を怠ったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(庶務)

第9条 協力隊に関する庶務は、協力隊を受け入れ、第2条に規定する活動を実施しようとする所管課において行う。

(平27告示9・平28告示21・一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(令4告示322・旧附則・一部改正)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に係る隊員の任期の延長の特例)

2 令和元年度から令和3年度までに委嘱した隊員であって新型コロナウイルス感染症の影響により十分な地域活動を行えなかったものが3年を超えて地域活動を行うことを希望する場合において、市長が必要と認めるときは、第4条ただし書中「3年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(令4告示322・追加)

付 則(平成27年告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則(平成28年告示第21号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則(令和3年告示第117号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に隊員であった者で、施行日以後に引き続き隊員であるものに係る期末加算額の期間率は、施行日前の隊員であった期間を通算するものとする。

付 則(令和4年告示第68号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(令和4年告示第322号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則(令和6年告示第105号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第7条関係)

(令3告示117・追加、令6告示105・一部改正)

区分	支給額
標準月額	当該年度において、総務省が示す特別交付税措置の対象となる報償費等の1人当たりの上限額を16.5で除して得た額(千円未満切捨て)。ただし、隊員の月当たりの活動時間が20日に達しない場合は、不足する活動日数に日額(標準月額を20で除して得た額をいう。)を乗じて得た額を標準月額から減額することができる。
期末加算額	基準日において、標準月額に2.25を乗じて得た額に次に掲げる期間率を乗じて得た額(千円未満切捨て)を加算して支給する。 (1) 期末加算の基準日は、次のとおりとする。 ア 6月1日 イ 12月1日 (2) 期間率は、基準日以前6月以内の期間における隊員の在職期間(育児等に係る活動中断期間を除く。)に応じて次の割合を乗じる。 ア 在職期間6月 100/100 イ 在職期間5月以上6月未満 80/100 ウ 在職期間3月以上5月未満 60/100 エ 在職期間3月未満 30/100